

津市子育て世帯訪問支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和5年津市訓第25号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、津市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2 要綱第2条に規定する家事支援及び育児・養育支援は原則として対象者の自宅（住民票所在地）において実施することとし、その具体的な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 家事支援

ア 食事の準備

一般的な家庭料理、片付け等

イ 洗濯

洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯干し、とりこみ、たたみ、アイロンがけ

ウ 掃除

リビング、お風呂、お手洗い、玄関等の掃除機がけ、雑巾がけ等

エ 買い物の代行やサポート

近隣のスーパー等への同行、送迎、買い物の代行等

オ 特例的な内容

大掃除、網戸・エアコン・照明器具の掃除、草むしり等

通常は想定していないが、特に支援が必要と認められる家庭に対し、実施することができる

(2) 育児・養育支援

ア 育児のサポート

授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴等

イ 保育所等の送迎

保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎等

ウ 見守り等

児童の見守り、宿題の見守り、遊び相手等

エ 外出時の補助

通院、行政サービスの受付の際の同行・児童の見守り等

2 前項のうち、第3(3)に掲げる産前・子育て応援ヘルパー型については、別表

1のとおりとする。

(事業の実施)

第3 事業は、第2(1)又は(2)若しくは(1)及び(2)を同時に行うことを基本に、次の実施類型ごとに実施する。

(1) 基本型

他の実施類型に該当しない者に対し、要綱第2条に定める内容を包括的に行うヘルパーを派遣する。

(2) 重点支援型

要綱第3条の2第1号に掲げる対象者（以下「要支援児童の保護者等」という。）に対し、要綱第2条に定める内容のうち、特に子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言を重点的に行うヘルパーを派遣する。

(3) 産前・子育て応援ヘルパー型

日中、家族等からの支援が受けられず、次の各号に該当する対象者に対し、要綱第2条に定める内容のうち、第2の2に規定した内容を包括的に行うヘルパー（以下「産前・子育て応援ヘルパー」という。）を派遣する。

ただし、要支援児童の保護者等に該当する対象者については、前2号による類型として事業を実施する。

ア 心身の不調や妊娠・出産に対する不安や負担を抱え、日常生活に支障が生じており、家事や育児に関する支援を希望する妊婦。（母子健康手帳の取得後に限る。）

イ 未就学児（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）を養育する者で、心身の不調や子育てに対する不安や負担を抱え、日常生活に支障が生じており、家事や育児に関する支援を希望する者。

なお、この場合のヘルパー派遣は、利用者と未就学児が在宅の時に限る。

2 利用者から家庭環境その他利用者の状況の変化に係る申し出があり、市長が認めるときは、対象者区分及び実施類型を原則として申し出があった日の翌月から変更するものとする。

3 利用時間は週一回1時間程度（原則一回2時間以内）とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

4 当該年度内における利用時間は、対象者区分及び実施類型に関わらず、通算して算定する。

5 妊婦として利用した者が出産後も継続して利用する場合は、前項の規定は適用しない。

(利用者負担金)

第4 要綱第7条の2に規定する利用者負担金における利用世帯区分は、4月から6月利用分は前年度の市町村民税額により、7月から翌年3月利用分は当該年度の市町村民税額により決定する。

2 前項における市町村民税額の算定は、利用者が属する世帯全員の市町村民税額の合計額で決定する。

3 第3の2の規定による申し出により利用者負担金に係る利用者世帯区分に変更があるときは、原則として申し出があった日の翌月から利用世帯区分を変更するものとする。

(業務の実施)

第5 市長は、要綱第3条に規定する対象者に対し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者(以下「訪問支援員」という。)を派遣する。

2 訪問支援員は、市長が作成する支援計画に基づき訪問支援を実施する。

3 訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援による支援が必要であると考えられる場合には、市長に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

4 訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 第6に規定する内容の研修を修了した者

(2) 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(研修)

第6 訪問支援員は、業務を行うため、市長が実施する事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等についての研修を受講しなければならない。また、訪問支援員は、原則としてAED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講しなければならない。

2 前項に規定する研修の他、市長が同等と認める研修をもって前項に規定する研修の受講に代えることができる。

なお、市長が同等と認める研修については、事前に内容等を書面で市長に提出し、確認を受け、研修終了後には、実施報告書またはこれに代わるものを提出しなければならない。

(業務の委託)

第7 市長は、要綱第8条の規定により、業務及び研修の全部または一部について、適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

2 前項の規定による委託を受注した者（以下「受注者」という。）は、業務を適切に実施するため、訪問支援員等に対し研修を受講させること、対象家庭との連絡調整等、委託契約書等に従い、当該業務を実施する上で必要な措置を講じなければならない。

(委託料)

第8 基本型業務に関する委託料は訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とし、金額は別表2のとおりとする。

また、産前・子育て応援ヘルパー型業務に関する委託料は訪問支援費、交通費等とし、金額は別表2のとおりとし、事務費・管理費は算定しない。

(実績報告)

第9 受注者は毎月の訪問支援に関する業務の完了後、速やかに実績報告書を作成し、翌月10日までに市長に提出するものとする。

(利用者負担金の納付)

第10 市長は、第9の規定による報告があったときは、要綱第7条に定める利用者負担金の納入について利用者に通知するものとする。

2 利用者は前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用者負担金を納付しなければならない。

(守秘義務)

第11 受注者及び訪問支援員は業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務を離れた後も同様とする。

(委任)

第12 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月23日から施行する。

2 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

- 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

家事援助	できること (例)	できないこと (例)
食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理 (離乳食を含む) ・配膳 ・食器洗い、片付け ・テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理 ・アレルギー除去食の対応 ・来客の対応 (飲食や食事の手配)
衣類の洗濯、補修	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンがけ ・簡単な衣類の補修 (ボタン付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物 (カーテン、シーツ・毛布、マット類) などの手間をかけて洗う洗濯等
居室等の掃除、整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング、居室、寝室、台所、トイレ、風呂、洗面所、玄関等の簡単な掃除 (掃除機がけ、拭き掃除、整理整頓等) ・新聞、雑誌等の簡単な片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除 (換気扇の汚れ落とし、窓ふき等)、床のワックスがけ、浴室のカビ取り等 ・庭の掃除 (水やり、剪定、草むしり等)
生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品以外の買い物 (出産祝い品、大型の買い物等) ・複数の店舗での購入 ・持ち運びが困難な量の買い物 ・ヘルパーによる立て替え払い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換 ・布団干し 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での現金の出し入れ ・役所等への申請代行等 ・ペットの世話 (ペットのトイレ掃除も含む) ・自動車の給油、洗車、清掃、引っ越し作業

育児援助	できること（例）	できないこと（例）
授乳の準備・介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・授乳の手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
おむつ交換、着替えの介助	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつや衣類の交換 ・おむつの片付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
沐浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えの準備、片付け ・ベビーバスの用意、後片付け ・赤ちゃんの拭き上げ、着替えの手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
保育所、幼稚園等の送迎等	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業で対応できない保育所・幼稚園等への送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業で対応可能な送迎 ・養育者が自宅で待機することができない時間帯の送迎 ・ヘルパーが運転する車への同乗 ・直接園から開始・終了する送迎
きょうだい児（就学前）の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内での見守り、遊び相手、宿題の見守り、食事・おやつ世話、着替え ・トイレの介助、おむつの交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとヘルパーだけになる室内での遊び相手、見守り
適切な育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビー布団の用意 ・片付け、布団干し、室温調整 ・シーツ交換 ・布団干し 	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴での児童との外出（病院受診の付き添い、健診、予防接種の付き添い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同伴なしでの児童との外出（病院受診の受診等、健診、予防接種の付き添い） ・医療行為

別表 2

費 目	委託料の金額	
訪問支援費	1時間あたり	3,000円
交通費等	1回あたり	1,860円
事務費・管理費	1名あたり	月額2,600円

備考

- (1) 委託料は、事業1回の利用につき、訪問支援費1時間あたりの金額に利用時間を乗じて得た金額に交通費等を合算した額とする。
- (2) 利用時間に30分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じる場合は0.5時間として、委託料の2分の1に相当する額を委託料として算出する。
- (3) 事務費・管理費は利用者1名につき月1回、利用のあった月のみ算定可能とする。ただし、産前・子育て応援ヘルパー型の場合は算定しない。
- (4) 第二種社会福祉事業であるため、消費税は非課税である。